

# 世界金融危機と政策対応

2011年2月3日

河野 正道

金融庁

*\*本プレゼンテーションで示される意見は著者のものであり、必ずしも金融庁の公式見解ではありません。*



# 目 次

- I. 世界的な金融市場の混乱とそれへの対応の推移
- II. G20首脳会合(ソウル・サミット)
- III. システム上重要な金融機関(SIFIs)に関する報告について
- IV. バーゼルIIIの進展
- V. 論 点

# I. 世界的な金融市場の混乱とそれへの対応の推移 - 1

2007年	6月22日	ベアー・スターンズ、傘下ファンドへ資金支援
	8月 9日	BNPパリバ、傘下ファンドの新規募集や解約を凍結
	9月14日	英当局、ノーザンロックに緊急融資(英で140年ぶりの取付け騒ぎ)
2008年	1月22日	NY州保険当局、モノライン保険会社に対する資本増強策等の検討を公表(2/25 MBIA増資、3/5 Ambac 増資)
	3月16日	<u>JPモルガン、ベアー・スターンズを買収</u>
	4月11日	FSF、「市場と制度の強靱性の強化に関するFSF報告書」をG7に報告、公表
	9月 7日	米当局、ファニーメイ及びフレディマックへの支援策を公表
	9月15日	<u>リーマン・ブラザーズの米国持株会社が倒産手続開始</u>
	9月16日	<u>FRB、AIG救済策を公表</u>
	9月18日	<u>日米欧の6中央銀行、流動性供給のための協調対応策を発表</u>
	10月 3日	<u>米国で緊急経済安定化法成立</u>
	11月14-5日	<u>第1回G20首脳会合(ワシントン・サミット)開催、金融市場の改革のための5つの共通原則と47の行動計画に合意</u>
11月23日	米当局、シティグループに対する救済策を発表	
2009年	1月16日	米当局、バンク・オブ・アメリカに対する救済策を発表
	2月10日	<u>米当局、新たな金融安定化策(ストレステストの実施、官民投資ファンドの創設等)を公表</u>
	3月18日	英当局、国際的な銀行規制に関するターナーレビューを発表

## 第1段階(2007年夏)

サブプライム・ローン問題の発生  
↓  
証券化商品など、問題の原因となった商品・取引に着目した議論

## 第2段階(2008年9月)

リーマン・ショックの発生  
↓  
金融システム全体の脆弱性に着目した議論

# 世界的な金融市場の混乱とそれへの対応の推移 - 2

2009年	4月1-2日	<a href="#">第2回G20首脳会合(ロンドン・サミット)開催、首脳声明を採択</a>
	5月7日	<a href="#">米当局、ストレステストの結果を公表</a>
	6月17日	<a href="#">米当局、金融規制改革案を発表</a>
	6月19日	<a href="#">欧州理事会、欧州の金融監督体制改革案(欧州システミックリスク理事会の創設等)を承認</a>
	7月8日	英当局、「金融市場の改革に関する白書」を発表
	9月24-5日	<a href="#">第3回G20首脳会合(ピッツバーグ・サミット)開催、首脳声明を採択</a>
	12月9日	英国、プレ・バジェット・レポートにて「一時的銀行給与税」を公表
	12月17日	<a href="#">バーゼル委、銀行セクターの強靭性を強化するための市中協議文書を公表</a>

第3段階(2009年春)  
各国の政策対応の効果もあり、金融危機は小康状態に  
↓  
金融危機後の規制の再構築を展望した議論

2010年	1月14日	<a href="#">米国、「金融危機責任負担金」を公表</a>
	1月21日	<a href="#">米国、「金融機関の規模及び活動範囲に関する制限」を公表</a>
	2月17日	バーゼル委、包括的な定量的影響度調査(QIS)開始
	4月8日	英国、「金融サービス法」成立
	4月23日	ギリシャ、資金支援策の発動を要請
	5月7日	ユーロ圏首脳会合、ギリシャ支援内容を承認
	5月10日	<a href="#">EU財務相理事会、「欧州金融安定メカニズム」の創設に合意</a>
	5月26日	<a href="#">EU、銀行清算基金の設立案を公表</a>
	6月17日	<a href="#">英国、金融監督体制の改革案を公表</a>
	6月22日	英国、2010年緊急予算案にて「銀行負担金」の導入を公表
	6月26-7日	<a href="#">第4回G20首脳会合(トロント・サミット)開催、首脳声明を採択</a>
	7月21日	<a href="#">米国、金融規制改革法が成立</a>
	7月23日	<a href="#">欧州、ストレステストの結果を公表</a>
	7月26日	<a href="#">中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループ、バーゼル委による自己資本及び流動性に関する規制改革パッケージについて広範な合意に到達</a>
	9月12日	<a href="#">中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループ、より高い国際的な最低自己資本基準を公表</a>
	10月4日	スイス政府諮問専門委員会、UBS・クレディスイスに対してバーゼルⅢを上回る自己資本比率の確保を提言
	11月11-2日	<a href="#">第5回G20首脳会合(ソウル・サミット)開催、首脳声明を採択</a>
	11月17日	<a href="#">EU財務相理事会、欧州の新しい金融監督制度の創設のための法案を採択</a>
12月16日	<a href="#">バーゼル委、新たな自己資本・流動性規制(バーゼルⅢ)のテキスト及びQISの結果を公表</a>	

新たな課題  
ギリシャなど一部の国におけるソブリン・リスクへの警戒感の高まり等

## II. G20首脳会合(ソウル・サミット) <2010年11月11・12日>

金融規制改革について、これまでの進展を確認するとともに、更なる推進が合意された。

### 1. 危機の根本原因に対処するために変革された金融システム

- 銀行の自己資本及び流動性の新たな枠組みに係るバーゼル銀行監督委員会(BCBS)による合意を承認。合意したスケジュールに従い、これらの基準を採択し完全に実施することにコミット。
- システム上重要な金融機関(SIFIs)がもたらすモラルハザードのリスクを軽減し、「大きすぎて潰せない」問題に対処するために金融安定理事会(FSB)より提案された政策の枠組み及び作業のプロセス及び日程を承認。
- FSBがIMFと協議のうえ策定した、監督の密度及び実効性の向上に関する政策提言を承認。

### 2. 実施及びピア・レビューを含む国際的な評価

- 新たな基準及び原則を完全に実施することが不可欠。
- 各国間における実施の整合性を確保し、基準及び原則の中で更なる改善が必要な分野を特定するため、国際的な評価やピア・レビューのプロセスが大幅に強化されるべき。
- ヘッジファンド、店頭デリバティブ、信用格付会社の規制・監督の強化に取り組むことに強く改めてコミット。健全な報酬に関するFSBの基準を完全に実施することの重要性を再確認。店頭デリバティブ市場改革の実施に関するFSBの提言を承認。外部格付への依存軽減のためのFSB原則も承認。
- 単一で質の高い改善された国際的な会計基準が実現することを重要視していることを改めて強調。

### 3. 将来の作業:更に注意が必要な事項

- (1)マクロ健全性政策の枠組みについての更なる作業、(2)特に新興市場・途上国に関連する規制改革上の課題への対処(外国為替リスクの管理、母国及びホスト監督当局間での情報共有、貿易金融等)、(3)シャドバンキングへの規制及び監督の強化、(4)商品デリバティブ市場の規制・監督についての更なる作業、(5)市場の健全性及び効率性の向上、(6)消費者保護の向上

➤ 2011年11月にフランス、2012年にメキシコを議長国としてG20首脳会合を開催。

### III. システム上重要な金融機関(SIFIs)に関する報告について

- 金融安定理事会(FSB)は、SIFIsにおける「大きすぎてつぶせない」問題に対処するための報告を策定し、ソウルサミットに報告。
- 報告の主な内容は、SIFIsに関する施策の検討スケジュール。グローバルなSIFIs(G-SIFIs)の具体的な特定手法や、G-SIFIsの損失吸収力を高める施策の具体的な組み合わせ方法等は今後の検討事項。
- 以下の項目について今後の検討スケジュールを提示。

#### (1) G-SIFIsの特定

- ⇒ (i) 2010年末までに、バーゼル委が、金融機関のシステム上の重要性の判定手法を暫定的にまとめ、来年初めに成案。
- (ii) 2011年央までに、FSBと各国当局等は、G-SIFIsを特定。

#### (2) 損失吸収力の向上

- ⇒ 各国の状況に応じて、損失吸収力を高めるための様々な施策の組み合わせを容認。2011年12月までに、損失吸収力を高める各施策やその程度を、FSBはバーゼル委と協議の上、検討・提言。

#### (3) 破綻処理の枠組み整備

- ⇒ (i) 2011年3月までに各国は破綻処理制度を自己評価し、2011年末までに所要の制度改善・見直し計画を策定。  
FSBは、2012年に各国の破綻処理制度についてピアレビューを実施。
- (ii) 2011年末までに、各国は自国のG-SIFIs毎に危機対応計画を策定し、FSBはその状況の評価。
- (iii) 2011年末までに、G-SIFIsの母国・ホスト当局間で、各G-SIFIs別に、危機における各当局の役割等について合意。

#### (4) 監督の強化

- ⇒ バーゼル委が作成した国際基準等に照らして、各国は監督の枠組みを自己評価し、所要の改善策を策定。

#### (5) 金融インフラの強化

- ⇒ FSBは、ソウルサミットに報告されるOTCデリバティブ市場の改善に係るFSBの勧告に関し、取組みの進捗状況を定期的に評価(最初の評価は2011年3月までに実施)。

#### (6) G-SIFIsに対する各国の施策のピアレビュー

- ⇒ (i) 2011年末までに、FSBは、G-SIFIsに対する施策全体の評価の枠組みを策定。
- (ii) 2011年末までに、FSBは、ピアレビューカウンシルを立ち上げ、最初のレビューを2012年末までに実施。

# IV. バーゼルIIIについて

## 2010年7月中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループ会合の結果

### ▶ 自己資本の質の改善

自己資本のコア部分は、普通株及び内部留保(損失吸収力の最も高い資本)のみから構成すべきことを明確化(繰延税金資産、無形固定資産などを原則として控除)。

→ ただし、各国の実情に応じ、以下のような控除項目の一部例外を容認。

	昨年12月の規制案	本年7月の見直し案
繰延税金資産	全額を自己資本から控除	会計と税務の一時差異に基づくものはコアティア1部分の10%まで算入(注)
無形固定資産	全額を自己資本から控除	会計基準の差異に基づく取扱いの不平等を是正
少数株主持分	自己資本へは不算入	銀行子会社の最低所要資本までは算入

(注)繰延税金資産、他の金融機関の普通株への重要な出資等を合算してコアティア1の15%まで算入。

### ▶ レバレッジ比率規制(資本/総資産)の導入

→ 試行期間(3%の最低Tier1 レバレッジ比率をテスト)の結果に基づき、適切な検証と水準調整に基づいて2018年1月1日から第1の柱の取扱いへ移行することを視野に入れつつ、最終的な調整が2017年前半に行われる。

### ▶ 流動性規制の導入

ストレスにも耐えうるよう十分な流動資産(現金、国債等)の保有を義務付け。

→ ストレス時に想定する預金の流出率を、より現実的なものに設定。

# IV. バーゼルIIIについて(続き)

## 2010年9月中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループ会合の結果

### 資本の量の強化と段階的实施

所要自己資本の水準調整 (%)			
	普通株等Tier1	Tier1全体	総資本
最低水準	4.5	6.0	8.0
資本保全バッファ	2.5		
カウンターシクリカルな資本バッファ	0-2.5		

- 2013年1月に実施を開始。各種経過措置を適用し、2019年1月に新水準を完全実施。
  - 普通株等の最低比率(4.5%)、Tier1の最低比率(6%)を2015年1月までに段階的に引き上げ。
  - 2016年1月から2019年1月までに、景気悪化時に取り崩し可能な資本バッファ(普通株資本2.5%分)の積み増しを段階実施。
- 資本の質の改善(控除項目の見直し)は、2014年1月から2018年1月にかけて段階実施。
- 既存のその他Tier1資本・Tier2資本については、新要件を満たさなくても10年間は一定限度資本として算入。
- 流動性カバレッジ比率(LCR)については、2011年から始まる観察期間の後、2015年1月1日に導入。
- 安定調達比率(NSFR)については、2018年1月1日までに最低基準へ移行。



# V. 論 点

---

- ・ 金融危機の本質的な原因のすべてについて、実行された改革において適切な対応がなされたか？  
さらなる注意を要する分野は何か？
- ・ FSB及び基準設定機関の構造、ガバナンス及び透明性は、彼らの役割の重要性の観点から十分か？
- ・ 国ごとに多様な改革措置をどのようにして一律のやり方で実施できるか？